

意見の概要	<p>計画（案）では、ごみの排出利便性の向上と循環資源の高度利用のため、市民、事業者、市の3者の役割が書かれています。その中で、市の役割として、「ごみの資源化に有効な施策を策定・実施し、市民・事業者に対して協力を呼びかけます。」とありますが、いったいどんな施策なのでしょう。そこに、資源ごみの収集方法見直しは含まれているのでしょうか。</p>
市の考え方	<p>本編 33 ページ「(3) ごみの排出利便性向上と循環資源の高度利用」の中で、施策の内容を記載しています。</p> <p>また、資源ごみ収集方法の見直しについては、市民の皆様からの要望、廃棄物減量等推進協議会等、様々な方面からのご意見や他市町の事例も参考にしながら進めていきます。</p> <p>なお、この項目の中の「(イ) 資源ごみ分別品目・処理方法の見直し」の説明文を「排出の利便性と処理時の環境（施設）負荷等を総合的に考慮し、分別区分の統廃合や収集及び処理方法の見直しについて検討します。」に修正します。</p>

意見の概要	<p>基本理念のトップにごみ収集方法の見直しを掲げてください。計画案全体を見ると、さらにごみを出しにくくして、ごみ減量化を図ると解釈することもできます。</p>
市の考え方	<p>基本理念とは、計画の土台になる基本的な指針であり、昨今の脱炭素に向けた動向やSDGsの考え方を踏まえて、本計画の基本理念は、「環境負荷を最小限に抑え 資源を有効活用する 協働・循環型のまち」としています。</p> <p>計画の施策となる「ごみの収集方法」の見直しや「市民がごみを出しやすくすること」については、本編 33 ページの計画の基本方針として、「(3) ごみの排出利便性向上と循環資源の高度利用」の中で、「(イ) 資源ごみ分別品目・処理方法の見直し」を掲げています。</p>

No. 4

意見の概要	プラスチック製容器包装類、廃プラ（プラスチック類）の排出方法が不便であるため、専用の袋を作成し、家の近くで捨てることのできるようになれば、分別も進むと思います。
市の考え方	本編 33 ページ「(3) ごみの排出利便性向上と循環資源の高度利用」の中で、「(イ) 資源ごみ分別品目・処理方法の見直し」を掲げており、令和 4 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、検討を進めていきます。

No. 5

意見の概要	<p>剪定枝・草は、資源ごみ集積場所で月 2 回ほど収集されていますが、袋の入れ替えは、立ち当番への負担が大きく、特定の人だけが排出する品目であるため、可燃ごみとして収集するように変更するか、資源ごみ集積場所での収集は少量の持ち込みのみとすることが良いと思います。</p> <p>また、剪定枝・草の常設回収場所を設けて収集する方法も良いと思います。</p>
市の考え方	<p>市で収集した剪定枝・草は、処理業者でチップ化された後たい肥原料として有効利用されています。本編 33 ページでは「(2) ごみの発生（排出）抑制と再使用の取り組みの推進」を掲げており、家庭から出る剪定枝・草の資源化を促進するため、剪定枝・草を搬入できる常設の収集場所の設置を検討することとしています。</p>

【ボランティア分別指導員について】

No. 6

意見の概要	<p>分別指導員については、現在、完全ボランティアで資源ごみ収集日に参加してもらっていますが、高齢化により人数が減少しています。市で必要人数を管理して参加を要請し、参加者に謝礼を渡すことで活動継続が可能と考えます。</p>
市の考え方	<p>各区・町内会に世帯数に応じて資源ごみ分別協力金を交付しており、令和6年度からは各区・町内会で管理していただいております資源ごみ集積場所の数に応じて資源ごみ収集容器設置・管理協力金もあわせて交付しております。これらの協力金を地域の実情に応じて活用していただくことも有効な方法と考えます。</p>

【江南丹羽環境管理組合施設等の利活用について】

No. 7

意見の概要	<p>江南丹羽環境管理組合の現有施設の取扱いが計画案の中で触れられていませんが、計画案は2034年(R16)までの10年計画である以上、現有施設対策を課題と設定し、方向性を示して意見を求めるべきです。</p> <p>埋め立て率52%でまだ十分機能を継続できる「組合」の最終処分場と広大な敷地の将来にわたる安全な管理対策並びに有効活用について、管理主体の明確化も含めた「案」を提示すべきです。</p> <p>最終処分場以外の広大な敷地を生かし、1市2町で「資源ごみ分別センター」を設置したらどうでしょうか。跡地に資源ごみの分別処理センターの設置を検討してください。地元の理解を得ることは難しいかもしれませんが、現在のような住民による複雑・多岐にわたる分別も限界です。同時に解体費用の国庫補助等のことを含め、早急な決断をお願いします。</p>
市の考え方	<p>江南丹羽環境管理組合の施設と敷地の利活用については、江南丹羽環境管理組合と構成市町で協議・検討している状況であり、単市の計画である江南市ごみ処理基本計画への課題等の記載はなじまないものと考えます。</p>

【食品ロスについて】

No. 8

<p>意見の概要</p>	<p>本編 44 ページの「表 3.2 全国の食品ロス発生量の推移と削減目標」において、国の 2030 年度の目標は家庭系 178 万 t、事業系 235 万 t とありますが、足しても食品ロス発生量の 489 万 t になりません。</p> <p>また、2030 年度までに、食品ロス量を 2000 年度比で半減とありますが、家庭系 178 万 t、事業系 235 万 t は半減になっていません。どこから持ってきた数字か教えてください。</p> <p>インターネット等によると、2030 年度の目標は、家庭系 216 万 t、事業系 273 万 t が正しい値だと思います。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>「表 3.2 全国の食品ロス削減目標の内訳」については、ご指摘のとおり、家庭系 216 万 t、事業系 273 万 t となるため、計画書の記載を修正します。</p>

No. 9

<p>意見の概要</p>	<p>政府は、2025 年 3 月に食品ロス削減目標の見直しを行うので、江南市の目標も政府の公表を待って設定した方が良いのではないのでしょうか。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>市町村は、令和元年度に施行された食品ロス削減推進法第 13 条において、「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」と都道府県の「食品ロス削減推進計画」を踏まえ、当該区域内の食品ロス削減推進計画を定めるように努めなければならないとされていることから、今回のごみ処理基本計画の策定に合わせて、初めて食品ロス削減推進計画を策定することとしたものです。</p> <p>愛知県の計画は、令和 8 年度までの計画となっており、改正された国の基本方針を踏まえて県の計画が見直された結果を反映して、本市の計画も中間見直しを行う予定としています。</p>

意見の概要	<p>江南市の食品廃棄物量を、本編 15 ページに記載のある江南丹羽環境管理組合の分析結果の中の「厨芥類率」で算出した方が良いと思います。</p> <p>また、1人1日当たりの食品ロス発生量（率）は、愛知県食品ロス削減推進計画（以下「県計画」と略）策定時の県下6市の食品ロス率の平均値を採用して数値を整理し、可能な限り実態に沿うものに訂正してください。（事業系食品廃棄物量並びに「食品ロス量・率」等の推計根拠を回答の中で公表してください。）</p>
市の考え方	<p>本編 15 ページに記載のある厨芥類率は、家庭系可燃ごみと事業系可燃ごみの合算の数値であり、それぞれの量・率を算出することは困難であることから、食品ロス量の推計に使用することは妥当ではないと考えます。</p> <p>本計画においては、愛知県から提供を受けたデータ、国が公表している全国の食品ロス発生量や食品リサイクルに基づく定期報告、県が実施した事業所へのアンケート調査の結果等から推計しています。</p>